

参考資料3

滋賀県土地利用審査会の会議および議事録等の公開の取扱方針

平成19年12月20日
滋賀県土地利用審査会

滋賀県土地利用審査会（以下「審査会」という。）の会議および議事録等の公開については、次のとおり取扱うものとする。

1 審査会の会議については、公開とする。

ただし、

- ① 滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例113号）第6条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項。
- ② 会議を公開とすることにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じる事項。を審議する場合は非公開とする。

2 非公開とした会議に対し公開請求があれば、滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例113号）第6条各号に掲げる情報に該当する部分を除き、議事録および会議資料は、部分公開するものとする。

付則

この取扱方針は、平成19年12月21日以降に開催する会議から適用する。